

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

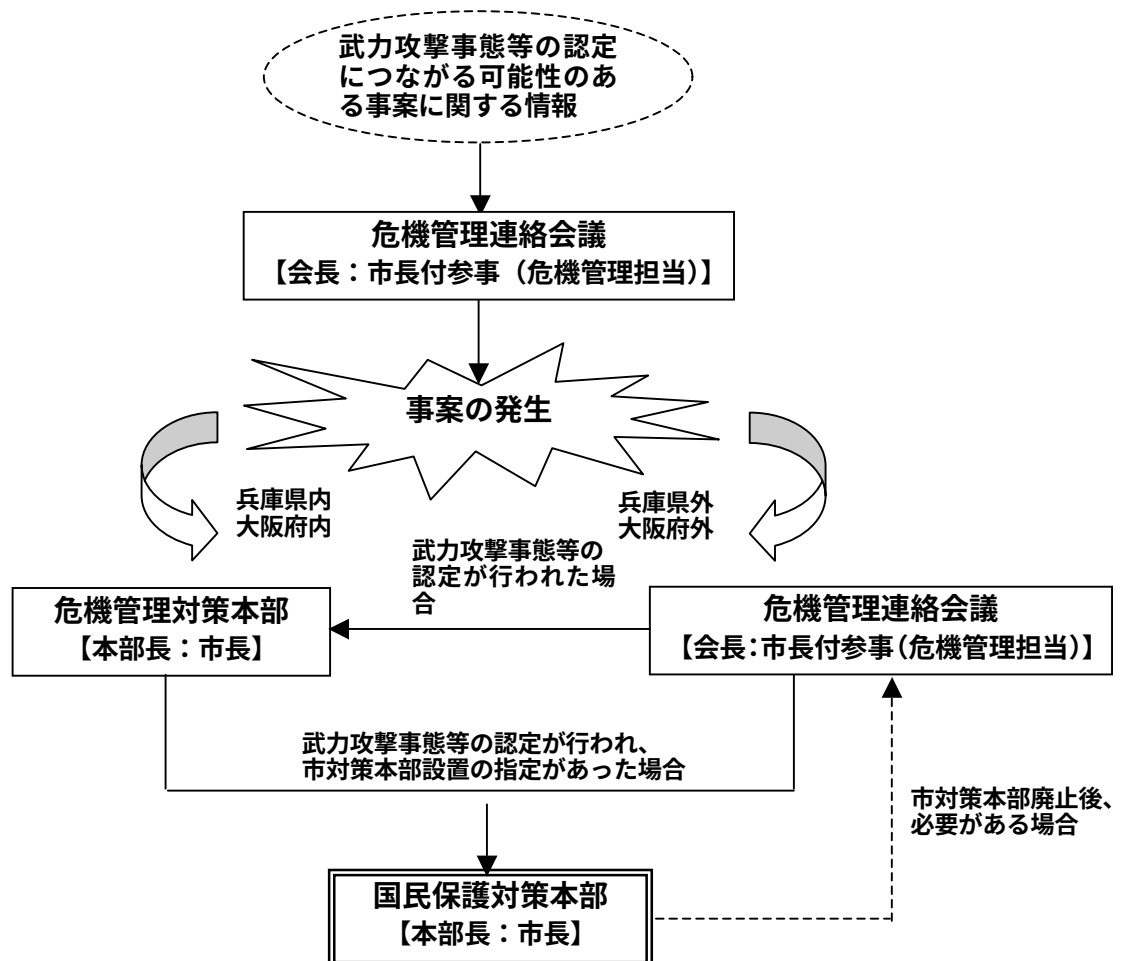
武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の指定に基づき設置する市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）や、必要に応じて、対策を講じるために設置する危機管理対策本部など、その状況に応じて適切な措置を実施するための市の組織体制等について示す。

第1節 危機管理対策本部等における初動体制

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その原因が明らかではないことも多いと考えられ、政府の武力攻撃事態又は緊急対処事態の認定が行われる前の段階から初動体制を確立する必要がある。また、事態認定は行われたが、本市が市対策本部を設置すべき市に指定されていない場合においても、警報の伝達等の措置を実施するなど、保護措置等を実施するための体制を確立する必要がある。

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、状況に応じて、以下に定める危機管理連絡会議等を設置し、対応に当たる。

【組織設置のフロー図】



1 危機管理対策本部等の設置

内閣総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、情報の収集、警戒及び応急対策について全庁的な対応が必要であると認められるときは、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：市長付参事（危機管理担当）」を設置する。

（1）危機管理対策本部

① 設置基準

- ア 兵庫県内又は大阪府内において、武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき。
- ウ その他、市長が必要であると認める場合

② 危機管理対策本部の設置手順

- 危機管理対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。
- ア 危機管理対策本部事務局員は、構成員等に対し、参集の連絡を行う。
- イ 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、本庁舎7階会議室（第7～9会議室）とする。
- ウ 危機管理対策本部の設置その他本市の対応状況について、県対策本部をはじめ関係機関に連絡する。

③ 組織構成

区 分	職 名
本 部 長	市長
副本部長	助役、収入役、教育長
本 部 員	水道事業管理者、自動車運送事業管理者、病院事業管理者、消防局長、各部長

※その他、状況に応じて市長が指名する者

④ 対処措置

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報を提供するとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し、支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。
- イ 兵庫県外又は大阪府外において、武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合
- ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。
- エ その他、市長付参事（危機管理担当）が必要であると認める場合

② 危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議を設置する場合は、危機管理対策本部の設置手順に準ずる。

③ 組織構成

区 分	職 名	
会 長	市長付参事（危機管理担当）	
副会長	総務部長、教育次長、市長付参事（財政担当）、総合政策部長、都市基盤部長	
構成員	危機管理室主幹	
	総合政策部	政策室主幹
	総務部	市民税課長 総務課長
	市民部	まちづくり課長 生活環境課長
	健康福祉部	地域福祉課長
	こども部	こども企画課長
	都市創造部	都市企画室主幹
	都市基盤部	都市基盤総務課長
	教育委員会	総務課長
	消防局	警防課長
	水道局	総務課長
	交通局	総務計画課長
	伊丹病院	総務課長

※その他、状況に応じて市長付参事（危機管理担当）が指名する者

④ 対処措置

情報の収集、警戒等について、全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を

設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(2) 市対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第2節 市対策本部の設置等

市長が設置する市対策本部に関して、設置手順や組織、機能等について定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法25条2項）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。また、事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急連絡職員緊急メール連絡システムによる電子メールによる連絡等緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市は、市庁舎7階会議室（第7～9会議室）に、市対策本部を設置する。その際、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、市長は、指定公共機関等その他の関係機関、市議会に対して、直ちに、市対策本部を設置した旨を連絡する。

【対策本部の設備】

- ・ 電話 （内線）2050～2068
- ・ パーソナルコンピュータ（庁内LAN接続）
- ・ FAX
- ・ 掲示板、複写機
- ・ 地域防災無線、同報無線、FM緊急通報装置
- ・ 対策用地図（避難所、消防署、消防団詰所、重要道路、給水拠点等）

【配置職員】

- ・ 常時配置する職員－対策本部事務局職員、各部の責任者及び連絡員
- ・ 状況により配置する職員－兵庫県関係（警察含む）、地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊

⑤ 交代要員等の確保

市は、市対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、消防局庁舎を予備施設とする。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法26条2項、29条11項）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

資料編【資料1】参照

① 組織構成（法28条）

区 分	職 名
本 部 長	市長
副本部長	助役
本 部 員	収入役、教育長、水道事業管理者、自動車運送事業管理者、病院事業管理者、各部長（幹事本部員を除く）
幹事本部員	市長付参事（危機管理担当）、総務部長、教育次長（教育委員会事務局学校教育部長）、市長付参事（財政担当）、総合政策部長、都市基盤部長、消防局長
参 与	市対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、市職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員 ・指定地方行政機関その他の国の職員 ・県職員、県警察 ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員

ア 対策本部会議

市対策本部は必要の都度、本部員で構成する本部会議を開催し、重要かつ緊急な保護措置に関する協議を行う。必要であれば、参与の出席により協議を行う。

イ 関係部長会議

関係部長会議は、本部会議の指示事項の処理及び重要事項の具体策の検討を行う。

ウ 幹事本部員

危機管理連絡会議の会長及び副会長をもって充て、対策本部会議及び関係部長会議における指示・決定事項を処理するために対策本部事務局へ指示を行う。

エ 対策本部事務局

対策本部会議及び関係部長会議で指示・決定した事項について処理を行うとともに、幹事本部員を補佐する。

② 各部の機能

災害対策本部の各部の機能を生かしながら、資料編【資料3】に定める。

なお、本部長の指示その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、保護措置の実施状況、その他活動に必要な情報をとりまとめて、市対策本部に連絡するため、各部に情報連絡責任者及び連絡員を置く。

情報連絡責任者は本部事務局員として本部室へ常駐し、連絡員は自部の事務室に詰めるものとする。

(4) 市現地対策本部の設置（法28条8項）

市長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(6) 大阪国際空港における武力攻撃事態等への対処

① 施設管理者等との連携

市は、平素から、大阪空港事務所、空港ターミナル施設の管理者、県警察、県、関係市、関係消防機関等と連携しながら整備した緊急連絡体制により、直ちに連絡をとりあい、武力攻撃事態等への対処を行う。

② 現地調整所の設置

ア 市は、事態の変化等に機敏に対応するとともに、武力攻撃災害への対処や避難住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場直近の安全を確保できる場所に現場で活動する関係機関（県、県警察、医療機関、自衛隊等）と連携して、現地調整所を設置する。

イ 市は、現地調整所において、被災状況や現場で活動する関係機関の活動状況を把握するとともに、情報を共有し、関係機関からの助言を踏まえ、消火・救助・救急活動や、退避の指示、警戒区域の設定、避難住民の誘導など、必要な措置を実施することを基本とする。

ウ 大阪国際空港は、本市、池田市、豊中市にまたがって位置しているため、両市と連携して対処できるよう、現地調整所を設置するなど、両市との緊密な連携体制を確保する。

(7) 市対策本部長の権限（法29条）

市対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止（法30条）

市長は、内閣総理大臣から市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 動員の実施

(1) 職員の動員体制

- ① 本部員、幹事本部員、対策本部事務局のあらかじめ定めた職員、情報連絡責任者及び連絡員は、直ちに配備に就く。
- ② 上記以外の職員については、原則として、市対策本部長が決定する配備体制を取るものとし、その参集基準に従い動員を行う。
- ③ 具体的な配備人員等については、地域防災計画で定める動員計画を基本として、事態の状況等を勘案し、市対策本部の各部長が決定する。

【職員参集基準】

配備体制	事態の状況	参集基準
第1号配備	①比較的遠方で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、保護措置の実施等に備える必要があるとき ② 武力攻撃予測事態の認定が行われたとき	原則として、地域防災計画に定める警戒配備（水防本部）
第2号配備	① 近隣で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき ② 比較的遠方で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本市に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき ③ 武力攻撃予測事態の認定が行われ、本市に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき	原則として、地域防災計画に定める第2号配備
第3号配備	本市で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	原則として、地域防災計画に定める第3号配備

（2）配備の命令を受けた市職員の行動

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。
- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部事務局へ報告する。

第3節 通信の確保

武力攻撃事態等における情報通信手段の確保等について定める。

1 非常通信体制の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、防災行政無線、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の通信回線の利用により、情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

2 情報通信機器等の活用

(1) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第2章 関係機関相互の連携

的確かつ迅速な保護措置を実施するために必要な国、他の都道府県、市町、指定公共機関等その他の関係機関との連携について示す。

1 国・県対策本部との連携

(1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県現地対策本部との連携

市は、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 指定行政機関等との連携

(1) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16条5項）

市は、当該市の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(2) 指定行政機関等の職員の派遣要請（法151条1項・2項）

- ① 市は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- ② 市の委員会及び委員が、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、市長に協議する。

(3) 職員の派遣のあっせんの求め（法152条1項）

市は、(2)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(2)の職員の派遣について、あっせんを求める。

3 県との連携

(1) 県への措置要請（法16条4項）

市は、当該市の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県への応援の要求（法18条）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応

援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 県職員の派遣要請（地方自治法252の17）

市長は、当該市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため特に必要がある場合には、知事に対し、職員派遣の要請を行う。

<参考>

（職員の派遣）

第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

(4) 県への職員のあっせんの求め（法152条）

市は、指定行政機関等の職員又は他の市町の職員の派遣についての要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、保護措置の実施のため必要があるときは、あっせんを求める。

(5) 知事による事務の代行（法14条）

- ① 知事は、市がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市長が実施すべき保護措置の全部又は一部を代わって実施するものとされている。
- ② 知事は、市長の事務を代行した場合において、当該市がその大部分の事務を行うことができるようになったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市長に引き継ぎ、知事は、事務の代行を終了した旨及び代行した保護措置を当該市長に通知するものとされている。

4 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請等

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21条3項）

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に関する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法21条2項）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

5 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 知事による派遣要請（法15条1項）

知事は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するものとされている。

【想定される自衛隊の保護措置の内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難住民の誘導
（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）② 避難住民等の救援
（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）③ 武力攻撃災害への対処
（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）④ 武力攻撃災害の応急の復旧
（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等） |
|--|

(2) 国対策本部長による派遣の求め（法15条2項）

国対策本部長は、知事による派遣要請が行われない場合で、県の区域に係る保護措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができるとされている。この場合において、国対策本部長は、速やかにその旨を知事に通知するものとされている。

(3) 市長による派遣要請（法20条）

- ① 市長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。
その際には、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- ② 市長は、通信の途絶等により知事への連絡が取れない場合は、その旨及び当該市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、努めて兵庫県地方協力本部長又は市保護協議会委員である隊員を通じて防衛庁長官に連絡することができる。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに、当該連絡をした旨を通知するものとする。

(4) 出動した部隊との連絡調整

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

(5) 留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊の主たる任務が我が国に対する侵略を排除するための活動を行うものであることから、その活動に支障の生じない範囲で保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する必要がある。

6 他の市町村長等との連携

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法17条）

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

- ① 市長は、当該市の区域に係る保護措置を円滑に実施するため特に必要がある場合には、他の市町村長に対し、職員の派遣の要請を行う。
- ② 市長は、上記の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、上記の職員の派遣についてあせをを求める。

(3) 事務の一部の委託（法19条）

- ① 市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

【事務を委託する場合に定める事項】（令4条）

- | |
|--|
| <p>① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法</p> <p>② 委託事務に要する経費の支弁の方法</p> <p>③ その他委託事務に関し必要な事項</p> |
|--|

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、長はその内容を速やかに議会に報告する。

(4) 他の市町村に対して行う応援等（法17条）

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施す

ることができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

第3章 市民の協力等

市民の協力や、市民の自発的活動に対する支援等について示す。

1 市民への協力要請（法4条1項・2項）

（1）住民及び自治会等への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。特に組織的な対応が有効であることから、自治会等への協力を要請する。この場合において、市は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（2）企業・団体への協力要請

市は、保護措置の実施のために必要があると認める場合には、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。

【市民の協力の例】

① 避難住民の誘導（法70条）

- ア 市職員と一体となった避難住民の先導
- イ 移動中における食料等の配給
- ウ 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助
- エ 家庭や学校、事業所等における安否確認

② 避難住民等の救援（法80条）

- ア 炊き出しの実施
- イ 食料、飲料水等の配布
- ウ 生活必需品等の救援物資の整理
- エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法115条）

- ア 消火のための水の運搬
- イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
- ウ 被災者の救助のための資機材の提供

④ 保健衛生の確保（法123条）

- ア 健康診断の実施
- イ 感染症の動向調査の実施
- ウ 水道水の検査の実施
- エ 防疫活動の実施
 - ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - ・臨時の予防接種のための会場設営等
 - ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市町が作成したパンフレットの配布
- オ 被災者の健康維持活動の実施

- ・衛生指導等の保健指導のために県や市町が作成したパンフレットの配布
- ・健康食品等の保健資材の配布

2 自主防災組織に対する支援（法4条3項）

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

3 ボランティア活動への支援等（法4条3項）

（1）ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意するものとする。

（2）市によるボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、伊丹市社会福祉協議会・ボランティア・市民活動センターや日本赤十字社その他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、ボランティアの技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

（3）ボランティア受入窓口の設置

市は、ボランティアの受入窓口を以下のとおり設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努めるものとする。

①福祉活動に対するボランティア

〔窓口担当〕 援護部（健康福祉部）、伊丹市社会福祉協議会

②資格、技能を有するボランティア及びその他のボランティア

〔窓口担当〕 対策本部事務局（総務部総務室総務課）

4 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、救援物資について、受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

（1）県の役割

- ① 県は、市その他の関係機関等の協力を得ながら希望する救援物資を把握し、その内容のリスト、送り先等について、県対策本部及び国対策本部を通じて公表するものとされている。
- ② 県は、受入場所から各市町の収集拠点までの搬送について、運送事業者である指定公共機関等に要請するものとされている。
- ③ 県は、受け入れた救援物資について、品目、数量、物資の提供者、受入日時、保管場所等をリストに整備し、必要により関係市町に提供するものとされている。
- ④ 県は、関係市町と協議のうえ、県で管理する救援物資の配分方法を定めるものと

されている。

(2) 市の役割

① 救援物資の受入れ

市は、市民が希望する救援物資の品目、数量等を把握し、その内容のリストを県対策本部へ報告する。

原則として、スワンホールを救援物資の受入場所に指定する。

② 救援物資の搬送

市は、受入場所から避難所への搬送について、運送事業者である指定公共機関等に要請する。その際、要請する運送事業者が重複しないよう県と十分な調整を行うものとする。

③ 救援物資の配分

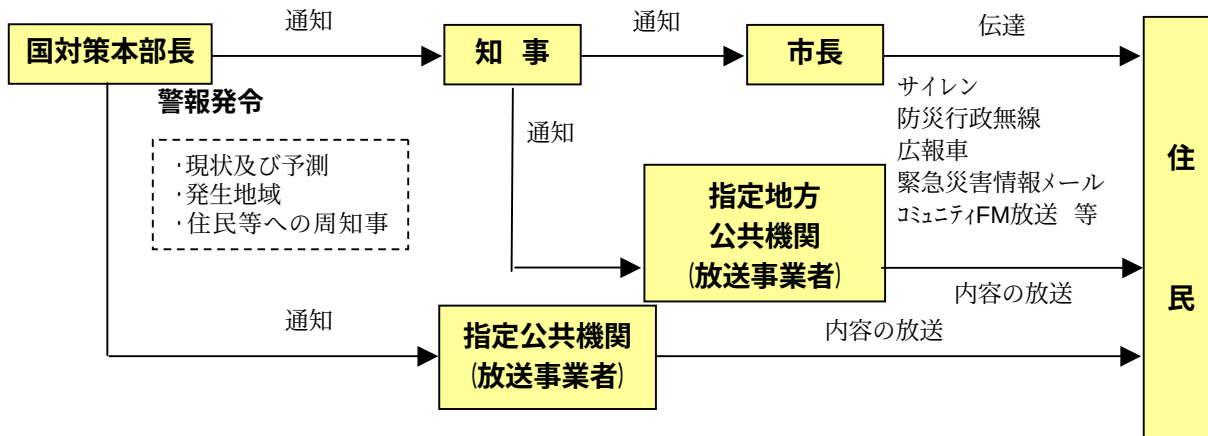
市は、仕分けや運送に際し、専門業者への委託やボランティアの協力を得るなどして、迅速な処理に努める。

④ 担当窓口の設置

- ・市は、救援物資に係る総合的な窓口を設け、受入れを行うとともに、市全体の救援物資に係る情報を集約、整理し、その全体調整を行う。
- ・市は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、受入状況と搬出状況の定期的な報告を受け、救援物資全体の状況を正確に把握し、的確な措置を講じる。
- ・市が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に係る問い合わせ窓口を設け、県と連携しながら、被災地又は避難先地域への支援を行う。

第4章 警報の伝達等

武力攻撃事態等において警報が発令されたときの警報の通知及び伝達等について示す。



1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達等 (法47条1項)

① 警報の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、直ちに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会議所など）に伝達する。

② 警報の通知

市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

【警報に定める事項】(法44条2項・3項)

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の伝達方法 (法47条2項)

国、県からの通知に基づく、放送事業者による放送に加え、市は、当面、現在保有する伝達手段に基づき、原則として、次の要領により、警報の伝達を行うものとされている。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホー

ムページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

≫当面、以下の手段を主として、警報の伝達を行う。

- ①コミュニティ FM 放送
- ②CATV
- ③緊急災害情報メール
- ④広報車
- ⑤市のホームページ

≫国が定めたサイレンの活用については、現在、外部へ吹鳴するための同報系防災行政無線が整備されていないことから、既存の公共施設の放送設備を活用するなどの方法を検討する。

≫市は、県警察と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

≫消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの市民との連携等によるその他の効果的な方法も検討するものとする。

（３）伝達体制の整備

市長は、その職員及び消防団員を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の地域コミュニティの自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

（４）多数の者が利用する施設に対する警報の伝達（法４８条）

市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮するとともに、鉄道事業者である指定公共機関等における各営業路線の駅に対する伝達についても、県の行う要請とあわせて、市域内の駅への伝達について配慮する。

（５）高齢者、障害者、外国人等への配慮

高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮しながら、正しい情報の迅速な伝達と避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- ① 市は、聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努めるものとする。
- ② 市は、病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努めるものとする。
- ③ 市は、自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住

する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努めるものとする。

- ④ 市は、日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ホームページ、電子メールを活用した外国語による情報発信や、ボランティア等の協力を得ながらコミュニティFM放送により多言語で警報の内容を発信するなど警報の伝達が円滑に行われるよう体制について検討する。
- ⑤ 住民との協働により災害時要援護者避難支援システムの構築に努める。

(6) 放送事業者による警報等の放送（法50条・法57条・法101条）

放送事業者である指定公共機関等は、警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとされている。

なお、放送の方法については、警報の内容を損なわない範囲内で、放送事業者である指定公共機関等の自主的な判断にゆだねられている。

避難の指示及び緊急通報の放送についても同様の取り扱いとされている。

市が、協定等に基づき放送を依頼する伊丹コミュニティ放送株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズの活動についても同様とする。

2 警報の解除（法51条）

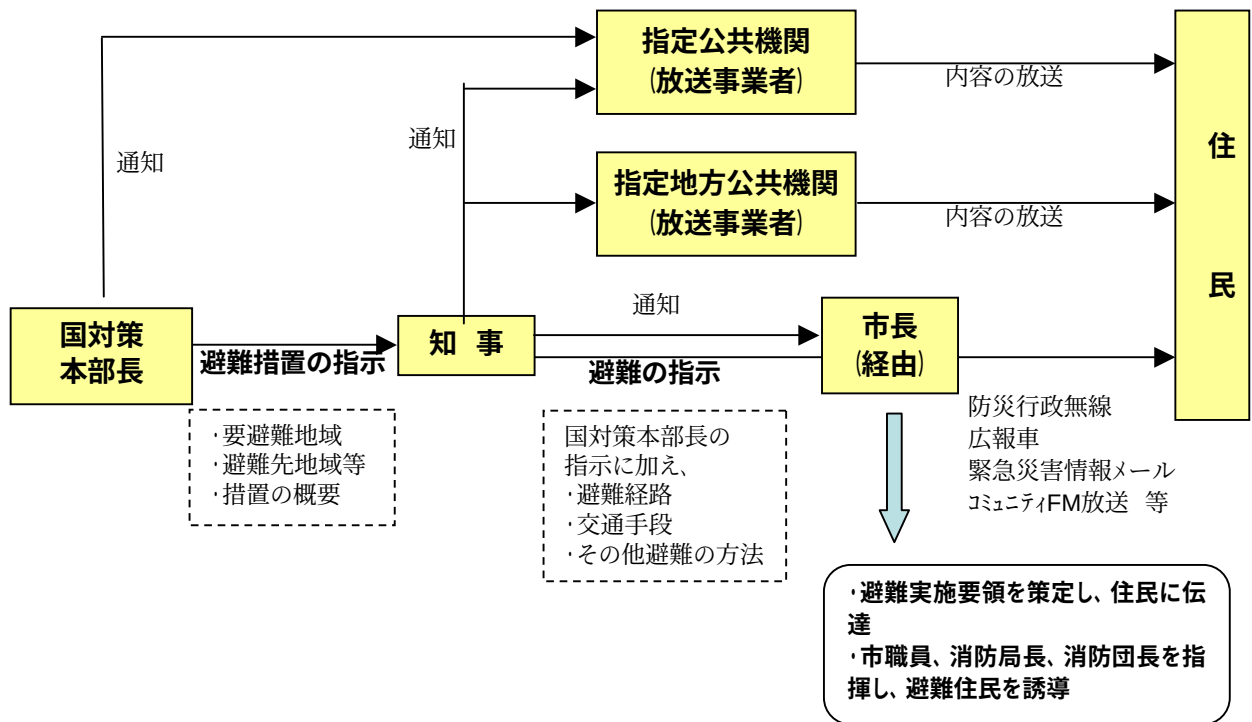
警報が解除されたときは、市長は、警報が発令された場合と同様の方法で警報の解除の通知、伝達を行うものとする。ただし、警報の解除の伝達においては、市長は、原則として、サイレンは使用しないものとする。

第5章 住民の避難

武力攻撃事態等において国対策本部長による住民の避難措置の指示を受けたときの住民の避難の指示及び誘導等について示す。

第1節 避難の指示等

特定の地域の住民の避難が必要な場合は、国対策本部長は、関係都道府県知事に対して避難措置の指示を行うこととされており、県による住民への避難の指示等について示す。



1 避難措置の指示

（1）避難措置の指示を受けた場合等の連絡（法52条7項）

知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、市町長、県の執行機関、指定地方公共機関、県の関係地方機関その他の関係機関に通知するものとされている。

【避難措置の指示の内容】（法52条2項）

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

（2）避難措置の指示に伴う知事の措置

- ① 知事は、要避難地域を管轄する場合は、避難措置の指示を受け、要避難地域の住民に対し避難の指示を行うものとされている。
- ② 知事は、避難先地域を管轄する場合は、避難措置の指示を受け、避難住民の受入れのための措置を実施するものとされている。

- ③ 知事は、要避難地域及び避難先地域のいずれも管轄しない場合であっても、避難措置の指示について通知を受け、警報の通知の場合と同様に、その内容を関係機関に通知するものとされている。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示（法52条1項）

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示するものとされている。

【避難の指示の内容】（法52条2項・54条2項）

- | |
|---|
| <p>① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）</p> <p>② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）</p> <p>③ 関係機関が講ずべき措置の概要</p> <p>④ 主要な避難の経路</p> <p>⑤ 避難のための交通手段</p> <p>⑥ その他避難の方法</p> |
|---|
- ② 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、その内容を、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係ある公私の団体に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請するものとする。
- ③ 知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域の避難施設の管理者（県内に限る）に通知するものとされている。この場合において、市は、県と協力し、避難施設の管理者に、当該施設の開放等を行うことを求める。
- ④ 市長は、県警察と協力し、警報の伝達方法に準じて、避難の指示の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

兵 庫 県 知 事
○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
- 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
- (1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・交通手段及び避難経路
 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
 - 駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）
 - ※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
 - ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
 - ※ A市職員の誘導に従って避難する。
- (2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・交通手段及び避難経路
 - 徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。
 - ・・・以下略・・・
- ※ 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
- （例）・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合
- ※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

（2）自家用車等の使用の制限

① 基本的考え方

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、原則として、自家用車等の使用を制限するものとされている。

② 高齢者、障害者、乳幼児等に関する特例

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難を円滑に実施するため、特に必要があると認める場合には、知事は、避難の指示を行うに当たり、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものと

されている。

3 避難の指示の際の調整

(1) 避難住民等の状況把握

① 避難住民数の把握

ア 市は、要避難地域となった場合、県の求めに応じ、所在する要避難住民数の報告を行う。その際、当該要避難住民に関して、世帯別、事業所別等の内訳、高齢者、障害者等の数についても把握するよう努めるものとする。

イ 市は、避難先地域となった場合、受け入れが可能な避難住民の人数、保有する物資の量等について、県から聴取を受け、県が、その救援の能力等を勘案して、受け入れるべき避難住民数を割り当てる。

② 避難施設の選定

ア 県は、避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択するものとされている。

イ 県は、要避難住民である高齢者、障害者等の状況等を踏まえ、福祉避難所としての機能を有する避難施設の確保に配慮するものとされている。

ウ 市は、当該避難施設の管理者から施設使用の可否等を聴取し、県の避難先となる避難施設の選定に協力する。

(2) 運送手段及び避難経路の確保

① 運送手段の選定

県は、迅速かつ効果的な避難住民の運送が行われるよう、あらかじめ把握している指定公共機関等のバス、鉄道、船舶等の保有数等をもとに、県警察及び当該指定公共機関等の意見を聴きつつ、避難住民の運送手段を選定するものとされている。

② 避難経路の選定

県は、あらかじめ定めた避難候補路の中から、武力攻撃事態等の態様や道路の被災状況及び利用状況、運送手段の状況等を勘案して、避難経路を選定するものとされている。

③ 国対策本部長による利用指針の調整

知事は、住民の避難等において、道路、港湾施設、飛行場施設等の利用のニーズが自衛隊や米軍の行動と競合する場合には、国対策本部長による道路の利用指針（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第12条第1項の道路の利用指針をいう。以下同じ。）等の策定に係る調整が開始されるよう、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡するものとされている。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整（法58条）

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、避難すべき住民の数や避難の方法（運送手段、避難経路）、避難住民の受入地域や受入方法について、あらかじめ協議するものとされている。

4 避難の指示の解除（法55条）

(1) 避難の指示の解除

① 知事は、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、

当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除するものとされている。

- ② 知事は、要避難地域に近接する地域の住民に対し避難の指示を行った場合において、当該避難の指示に係る要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の必要がなくなつたと認めるときは、当該避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除するものとされている。

(2) 関係機関への通知等

- ① 知事は、避難の指示を解除したときは、避難の指示の通知に準じて、その内容を関係機関に通知するとともに、国対策部長に報告するものとされている。
- ② 市長は、知事から避難の指示の解除の通知を受けたときは、その内容を、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係ある公私の団体に伝達する。

5 避難住民の復帰のための措置（法69条）

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 避難住民の誘導

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合、避難実施要領を定め、それに基づき避難住民の誘導を行うものとされており、避難住民の誘導について定める。

1 避難住民の誘導

(1) 避難実施要領の策定（法61条1項・2項）

- ① 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】（法61条2項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

- ② 避難実施要領の策定に当たっては、次の点について記載するものとする。
ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供でき

るよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

③ 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

④ 国の対策本部長による利用指針の調整

ア 市長は、保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用ニーズが自衛隊や米軍の行動と競合する場合には、国対策本部長による道路の利用指針当の策定にかかる調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ 市長は、国対策本部長が道路の利用指針等を策定する場合の国対策本部長による意見聴取や国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(2) 避難実施要領の伝達・通知(法61条3項・4項)

市長は、避難実施要領を定めたときは、警報の伝達方法に準じて、直ちにその内容を住民に伝達するとともに、当該市町の区域を管轄する消防長、警察署長、自衛隊兵庫県地方協力本部長等に通知するものとする。また、管轄する県地方対策本部長(県民局長)にも、併せて通知するものとする。

(3) 避難住民の誘導(法62条・63条1項)

① 市長は、その避難実施要領で定めるところにより、市職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するものとする。

② 市長は、避難住民を誘導するときは、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③ 市長は、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は保護措置を命ぜ

られた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。この場合において、市長は、その旨を知事に通知するものとする。

- ④ 市長は、事態の規模等の必要に応じて、自主防災組織や自治会長、事業所等の市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
- ⑤ 市長は、現場での調整を行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況の変化に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 動物の保護等に関する配慮

市は、県保護計画に示すとおり、国（環境省、農林水産省）が示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、県及び関係機関と連携協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置の実施に努める。

① 危険動物等の逸走対策

- ア 市は、県と連携しながら、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。
- イ 市は、県と連携しながら、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。
- ウ 市は、県と連携しながら、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ア 市は、県と連携しながら、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。
- イ 市は、県と連携しながら、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

(5) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮（法65条）

- ① 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院又は滞在中の施設の管理者は、避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。
- ② 市は、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努めるものとする。

(6) 避難所等における安全確保

市は、県警察が行う被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止のための活動に必要な協力を行う。

(7) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力し

て、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(8) 避難住民の運送の求め等

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市の区域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。
- ③ 運送事業者である指定公共機関等は、市長から避難住民の運送の求めがあったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合や求めを受けた運送事業者が別の都道府県知事又は市町長から既に避難住民の運送を求められている場合などの正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされ、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民を運送するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ④ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。
この場合において、国対策本部長又は県対策本部長は、運送の求めが行われた当該運送について、必要に応じ、総合調整を行うものとされている。

2 知事による避難住民の誘導の支援（県に対する要請等）

知事が行う避難住民の誘導支援について、県保護計画においては、以下のように定められている。

(1) 避難実施要領策定の支援

知事は、市長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 避難誘導の状況の把握

知事は、市長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、避難住民の誘導の状況について把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 避難住民の誘導の支援及び補助（法67条1項・4項）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で必要と判断する場合、又は市長からの要請があった場合には、市長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

特に、市長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、そ

の役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市長の要請の調整（法63条2項・3項）

知事は、複数の市長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合するなど広域的観点から調整が必要であると判断した場合は、それらの優先順位を定めるなど市長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市長への避難誘導に関する指示（法67条2項・3項）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市長により行われなときは、知事は、市長に通知した上で、県職員を指揮し、避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法68条）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市長による運送の求めが競合した場合若しくは競合することが予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

(9) 運送の指示（法73条）

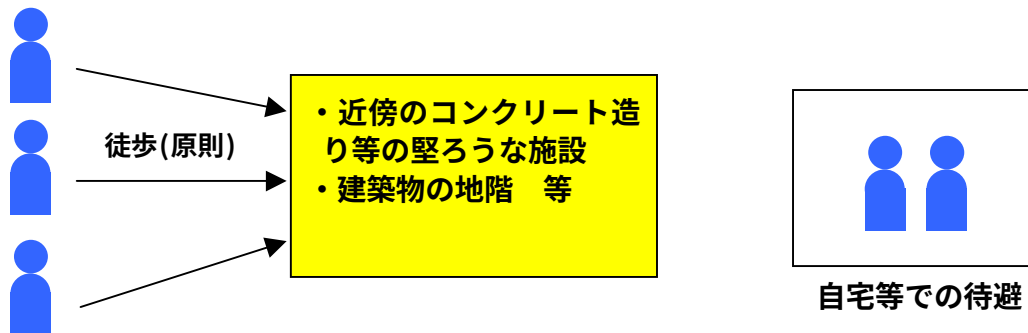
知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が的確かつ迅速に行われない場合において、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、所要の避難住民の運送を行うべきことを指示する。この場合において、知事は、警報の内容に照らし、指定地方公共機関の安全が確保されていると認められる場合でなければ、運送の指示を行うことができない。

第3節 避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

1 屋内への避難

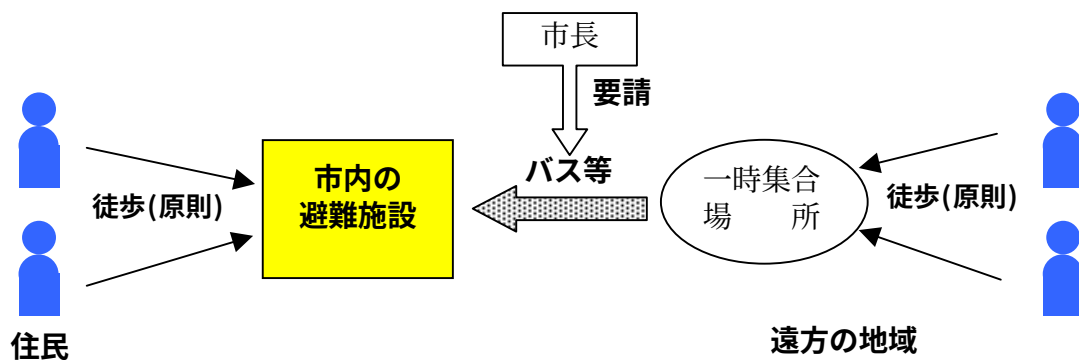
弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、2～4の類型により、他の安全な地域へ避難する。



2 市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

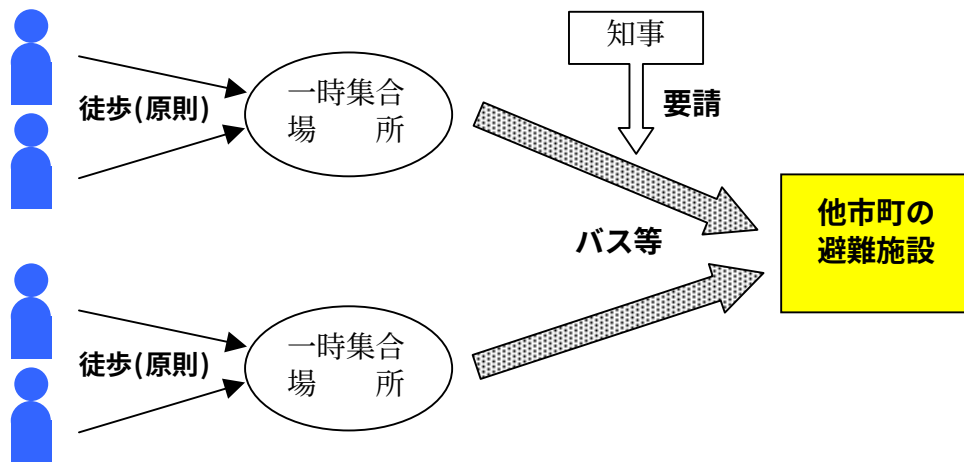
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



3 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

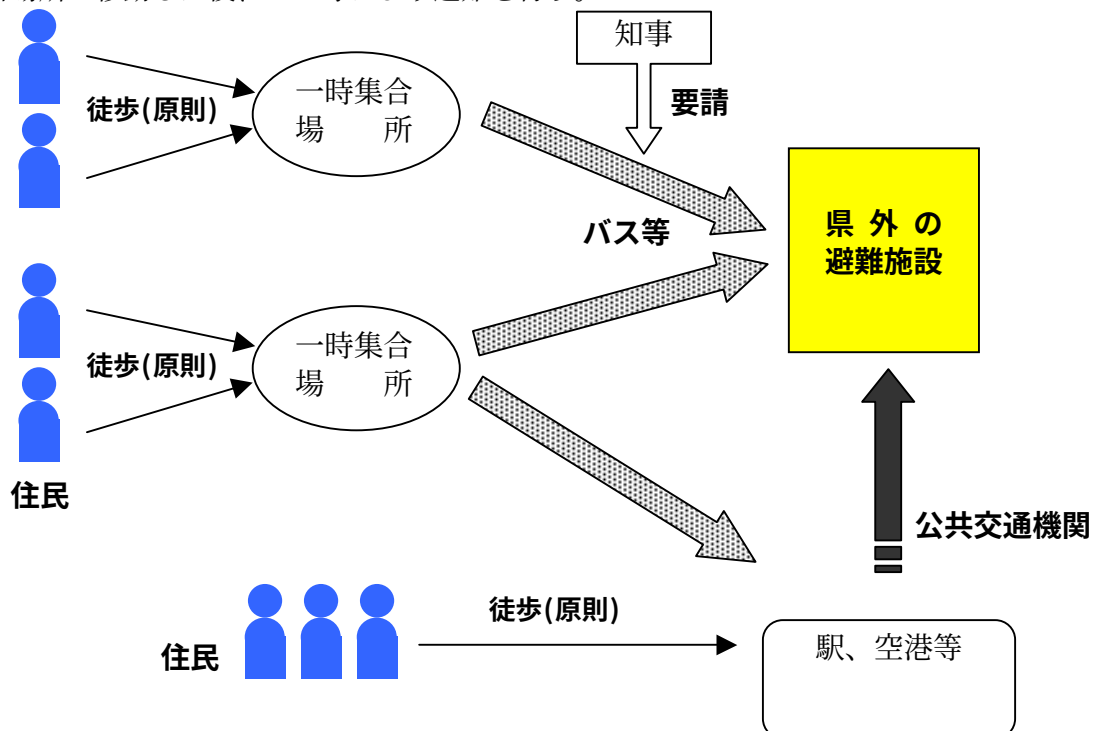
また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



4 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、空港等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。



第4節 避難に当たって留意すべき事項

地域の特性や事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

1 地域特性に応じた留意事項**(1) 大都市における住民の避難**

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合には、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

また、知事は、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、まず直ちに近傍の屋内施設へ避難するよう指示することとし、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応するものとされている。

市長は、事態の推移に応じた知事からの避難の指示に従い、迅速かつ的確な避難誘導に努めるものとする。特に、住民の混乱を防止し、円滑に避難誘導するため、自治会、事業所などの単位でまとまって避難することを原則とする。

(2) 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難

市は、県とともに、自衛隊施設の周辺における住民の避難について、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国と必要な調整を行うものとする。

2 事態の類型等に応じた留意事項**(1) 着上陸侵攻の場合**

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とする。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、平素からの具体的な対応について定めることはしないものとする。

また、国対策本部長は、避難措置の指示に先だて、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うものとされており、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、市長は、これらの関連する情報について知事に早急に連絡するものとする。

② 市は、避難の誘導に当たっては、県と協力しながら、自治会等の単位毎の避難や的確な情報伝達により、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努めるものとする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 市長は、国対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

② 攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域においては、市長は、当初は屋内への退避を指示し、移動の安全が確認された後、関係機関と連携を取りながら、安全の措置を講じつつ適当な避難先に移動させる等適切な対応を行う。

- ③ 急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示又は知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、市長は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- B B地区の住民については、市町長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。
健康者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

（3）弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。
このため、市長は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に住民を避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、知事は、屋内避難の指示を継続するものとされている。市長は、被害内容が判明後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容に沿った知事の避難の指示を踏まえ、避難実施要領を策定し、避難先へ誘導を行う。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当する伊丹市A A地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

（4）航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に

屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

- ① 知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととし、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとされている。
 - ・コンクリート屋内等への屋内避難を指示
 - ・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示
- ② 市長は、知事の避難の指示を受けて、現場における自衛隊等との調整を踏まえ、避難先へ誘導を行う。

(6) NBC攻撃の場合

市長は、消防機関等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核 攻 撃 等	①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難

	・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難
--	------------------------------

第6章 救 援

市長は、救援を行うこととされている知事と連携し、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等について示す。

第1節 救援の実施

救援の実施手順、関係機関との連携等について定める。

1 県による救援の実施（法75条）

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次の措置を行うものとされている。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行うものとされている。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

【救援の程度及び基準】（平成16年厚生労働省告示第343号）

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり300円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には「長期避難住宅」を設置でき、費用の限度額等は応急仮設住宅に準ずる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。

救援の種類	対 象	費用の限度額					備 考	
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内					食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費					輸送費、人件費は別途計上	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内					1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		夏季	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
		冬季	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所…協定料金の額以内					患者等の移送費は、別途計上	
助 産	助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額					妊婦等の移送費は別途計上	
被災者の捜索及び救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費					1 生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上	
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 193,000円以内 小人(12歳未満) 154,400円以内					武力攻撃災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
電話その他の通信設備の提供	避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費						

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000円以内	
学用品の給与	避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	1 備品物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,000円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索及び救出 4 死体の搜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出るものとされている。

2 市による救援の実施

（1）知事による事務委任（法76条）

① 救援の実施に係る事務委任の方針

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることから、下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を市長に委任するものとされている。この場合において、知事は、市長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市長へ通知するとともに、直ちにその旨を公示するものとされている。

- ア 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。
- イ 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

なお、県は、救援の実施に関する事務の一部を市長に行わせるに当たっては、市の実情や武力攻撃事態等の状況を踏まえることに留意するとともに、市と密接に連携して、これを支援するものとされている。

② 救援の内容

市長は、救援の事務委任について知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があった場合は、実施することとされた救援に関する措置を、その範囲内において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき、県と密接に連携のうえ、関係機関の協力を得て行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

③ 県との連携

ア 市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

イ 市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

また、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施については、特に、県と密接な連携に留意する。

④ 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

⑤ 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

⑥ 緊急物資の運送の求め（法79条）

ア 市長は、避難住民の運送の求めに準じ、運送事業者である指定公共機関等に対

し、緊急物資の運送を求めるものとする。

イ 運送事業者である指定公共機関等は、市長から緊急物資の運送の求めがあったときは、避難住民の運送に準じ、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

(2) 救援の補助（法76条2項）

市長は、上記で実施することとされる救援の実施に関する事務以外の事務についても、知事が実施する救援を補助する。

第2節 救援に必要な物資の確保等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、次の措置を講ずることができるものとされている。

また、市長は、救援の措置に関し事務の委任が行われた場合、その範囲内において、知事に代わって、同様の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ、これらの措置を講ずることに留意する。

以下、この節において、県保護計画に定める措置について示す。

1 物資の売渡しの要請等**(1) 売渡し要請（法81条1項）**

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給又は輸送を業とする者が取り扱うもの（特定物資）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

【救援の実施に必要な物資】（法81条1項、令12条）

- | |
|---|
| ① 医薬品
② 食品
③ 寝具
④ 医療機器その他衛生用品
（注射器、メス、聴診器、脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等）
⑤ 飲料水
⑥ 被服その他生活必需品
（外衣、肌着、身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料等）
⑦ 建設資材
（収容施設及び医療の提供を行うための施設に係る建設工事に必要なものに限る。）
⑧ 燃料
（収容施設等における暖房や炊事、非常用電源等に用いるためのガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等）
⑨ その他厚生労働大臣が定めるもの |
|---|

(2) 収用（法81条2項）

知事は、特定物資の所有者が、被災等により当該物資が使用に耐えなくなっている場合や既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(3) 保管命令（法81条3項）

知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給又は輸送を業とする者に対し、当該特定物資の保管を命ずることができる。

(4) 国への要請（法81条4項）

知事は、県内では特定物資を十分に確保することができない場合等においては、国に対して特定物資の確保のための措置を講じるよう要請する。

2 土地等の使用（法82条）

知事は、収容施設や臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。この場合において、老朽化等により対象となる家屋等が使用に適さない場合や当該家屋において他の避難住民等が既に収容され、当該家屋の収容の容量に達している場合などの正当な理由がないにもかかわらず、土地等の所有者及び占有者が同意をしないとき、又はその所在が不明であるため同意を求めることができないときは、知事は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

3 公用令書の交付（法83条・令13～15条）

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に当たっては、当該処分の相手方に対し、公用令書を交付して行う。ただし、交付すべき相手方の所在が不明である場合等においては、事後に交付することができる。

【公用令書に記載すべき事項】

- ① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所
（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 当該処分の根拠となった法律の規定
- ③ 保 管 命 令：保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
土地等の使用：使用する土地等の所在する場所及び当該処分に係る期間

4 立入検査等（法84条）

（1）特定物資の収用等に係る検査

知事は、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用に当たっては、当該処分を適切に実施するため、職員に対象となる特定物資の所在場所やその保管場所、土地等に立ち入らせて、その状況について検査させることができる。

（2）特定物資の保管に係る報告等

知事は、特定物資を保管させた場合、保管を命じた相手方に保管状況を報告させ、又は職員を保管場所に立ち入らせ、保管状況について検査させることができる。

（3）管理者への通知等

立入検査に当たっては、職員は、事前に当該管理者に通知するとともに、身分証明書を携帯し、関係人からの請求があった場合は、これを提示する。

5 医療の実施の要請等（法85条）

（1）医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の事項を示して、医療を行うよう要請することができる。

（2）医療の実施の指示

知事は、医療関係者が、負傷、交通の遮断等により医療を行うことができないなど

の正当な理由がないにもかかわらず、医療の実施の要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、書面により、医療を行うべきことを指示することができる。

(3) 医療関係者の安全の確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、次のとおり、医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

- ① 安全が確保されない地域における医療の実施の要請又は指示はしないこと。
- ② 要請又は指示を行った場合には、安全に関する情報を可能な限り適時に提供すること。
- ③ 要請又は指示を受けた医療関係者の活動地域において、状況の変化によって危険が迫った場合には、適切な避難措置をとること。

第3節 救援の実施方法

知事又は市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

1 収容施設の供与**(1) 避難所****① 収容対象者**

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

② 避難所の開設

ア 原則として、県の指定を受けた避難施設である学校体育館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ 避難所の開設は、原則として市長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。

ウ 市等が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。

エ 市は、避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付ける。

③ 避難所の運営

ア 避難所の運営は、原則として、市が行うものとする。

イ 市は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

ウ 市は、避難所の維持、管理のため、管理責任者を派遣する。

エ 避難所開設当初は、学校職員と連携して運営にあたるものとし、その後避難者の自治組織や自主防災組織等の協力を得て、運営を進めるものとする。

なお、避難所運営が長期化することが予想されるときは、ボランティア団体の応援協力を求め避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求めるものとする。

カ 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ・施設等開放区域の明示
- ・避難者誘導・避難者名簿の作成
- ・情報連絡活動
- ・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ・ボランティアの受入れ
- ・炊き出しへの協力
- ・避難所運営組織づくりへの協力
- ・重傷者への対応

キ 市は、市と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。

ク 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるもの

とする。

ケ 市は、高齢者、障害者等に対しては、障害者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。

コ 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

④ 福祉避難所

ア 市は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。

イ 福祉避難所は、福祉施設、医療機関、養護施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設等を利用するものとする。

⑤ 長期避難住宅

ア 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとされている。

イ 長期避難住宅の設置については、(2)の応急仮設住宅の規定を準用するものとされている。

【参考】第2編 第2章 災害応急対策計画
第20節 収容避難所の開設・運営

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

① 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置するものとされている。また、市が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導するものとされている。

イ 県は、市から要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合は、あらかじめ締結する協定に基づき、次の事項を可能な限り示して、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請するものとされている。

- ・被害戸数
- ・設置を必要とする戸数
- ・調達を必要とする建設業者数
- ・連絡責任者
- ・その他参考となる事項

県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に対し、建設業者や資機材のあっせん等を要請するものとされている。

② 応急仮設住宅の構造

- ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全性及び利便性に配慮した構造とするものとされている。
- イ 高齢者、障害者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとされている。
- ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとされている。

③ 入居者の認定

入居者の認定は、市において行うものとする。この場合において、高齢者、障害者等の優先入居に十分配慮するものとする。

④ 応急仮設住宅の管理

県又は市において、通常の管理を行うものとされている。

⑤ 生活環境の整備

市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

【参考】第2編 第2章 災害応急対策計画
第7節 住宅対策

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

① 炊き出しその他による食品の給与の方法

- ア 避難者数、調理不能者（ガス供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。
- イ 災害の状況により、炊き出しの必要がある場合は主として給食センターにおいて行うものとする。給食センターの炊き出し能力は、地域防災計画資料編【資料25】のとおりである。また、民間の炊飯等可能業者は、地域防災計画資料編【資料26】のとおりである。
避難施設において炊き出し可能なところでは、日赤奉仕団、自治会、伊丹いずみ会、伊丹市栄養士会、公衆栄養グループの協力を得て実施するものとする。
なお、給食設備を有する施設は、地域防災計画資料編【資料24】のとおりである。
- ウ 給食基準
 - ・ 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
 - ・ 配給品目は、米穀、乾パンまたは麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。
 - ・ 配給数量は、炊き出しとして配給する場合、1人1食精米200g以内（配

給基準数量)とする。通常の配給ができない場合は、1日当たり400g、副食品の数については制限しない。

- ・乳幼児がいる場合については、調整粉乳を支給する。
- ・弁当によることもできる。
- ・高齢者にもできるだけ配慮する。
- ・米穀、パンの調達については、以下の業者から行い、その他の食糧については市内の各小売店から必要に応じ購入する。

食糧取扱業者一覧表

品 名	住 所	社 名	電話番号
米 穀	中央5丁目5-10	伊丹産業(株) 米穀部	778-7071
パ ン	池尻2丁目23	(株)オイシス 営業部	781-8331

エ 給食の方法

- ・各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食品の給与を実施する。
- ・速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
- ・状況により、地域の団体、日赤奉仕団または自衛隊等の協力を得て実施する。
- ・野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

② 県との連携

ア 市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請するものとする。

- ・供給あっせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

イ 引渡し場所については、原則として、スワンホールとし、状況に応じて指定するものとする。

③ 輸送

ア 市は、市有車両を活用するほか、車両が不足する場合には、民間事業者から車両の借り上げや、輸送協定を締結する運送事業者等に依頼して食料の輸送を行う。

イ 交通規制中の緊急輸送車両の通行確保については、知事又は県公安委員会に申し出て、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

効率的に交付を受けるため、運送事業者から県警察に「緊急通行車両事前届出書」を提出し、「緊急事前届出済証」の交付を受けておくこととする。

④ 食品の配付については、原則として、避難所を拠点にした配給体制をとるものとする。このため、市は、各避難所等の人員を的確に把握する。

【参考】第2編 第2章 災害応急対策計画
第18節 緊急食糧供給体制の確立

(2) 飲料水等の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染され

たこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

① 飲料水等供給の方法

ア 市は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。

イ 給水需要の把握

災害の発生により、給水機能の停止等が生じた時、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水及び復旧班等の編成を図り、状況によっては他都市や伊丹市水道局指定給水装置工事事業者の応援等を求め、必要な給水・復旧対策等の措置を講じるものとする。

◇ 被害状況の把握

被害状況の把握は、以下の事項について留意する。

- ・ 取水・浄水施設及び幹線導・配水管、配水能力、配水可能量の状況
- ・ 被害場所・区域
- ・ 被害戸数

◇ 応急給水活動措置の有無

給水の停止により、応急給水所設置等、応急給水活動の必要性の有無について、把握を行う。

- ・ 応急給水対策を要する地域
- ・ 避難所施設の開設状況
- ・ 医療機関、収容施設、その他主要な施設の応急給水対策の有無

ウ 給水方針の決定

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考に、対応する。

なお、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内 容 時系列	期 間	1人当たり水 量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と 併せ水を得られなかつ た者に対する応急拠点 給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低 限生活に必要な 水量	・ 自主防災組織を中心と する給水と応急拠点 給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗 濯に必要な水量	・ 仮設配管による給水 ・ 復旧した配水幹線・支 線に設置する仮設給 水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧ま で	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	・ 仮設配管からの各戸給 水 ・ 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする

エ 応急給水

応急給水については、次に掲げる内容により、実施する。

また、給水停止等により、給水を要する地域、避難所等への応急給水活動が必要になったときは、速やかに給水場所（原則として小学校単位）を決定し、市民への周知が図られるように留意する。

◇ 飲料水の確保と給水

- 浄水場が壊滅的打撃を受け、浄水機能が不能な場合
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽及び県水エリアの消火栓等からの給水を行う
 - ・県水・隣接市末端緊急連絡管からの給水を実施する
 - ・救援用飲料水の確保・備蓄飲料水・受水槽の活用・他都市応援の要請等により給水車等による供給を行う
 - ・簡易浄水機や井戸等の活用
- 浄水場機能が可能または配水池浄水が使用可能な場合

基本的に、給水を要する地域、避難所等の校区小学校へ、浄水場の飲料水を給水車により輸送し、実施するものとする。また、上記による給水方法も状況により実施するものとする。

オ トイレ、洗濯等の生活用水については、防火水槽・学校プール・井戸水等を活用する。

カ 病院、救護所等へは、最優先で給水するものとする。

② 給水応援

ア 市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。

イ 市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。

- ・給水を必要とする人員
- ・給水を必要とする期間及び給水量
- ・給水する場所
- ・必要な給水器具、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

ウ 県は、協定に基づき、被災地の近隣市町へ緊急応援を要請するものとされている。なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たるものとされている。

【参考】 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書による要請

市町名	所在地	電話番号	相互応援協定書に基づく内容
尼崎市	660-8501 尼崎市東七松町 2-4-16	06-6489-7402	水道工事給水施設復旧のための・職員の応援・車両の提供・所要の器具の
西宮市	662-8567 西宮市池田町 8-11	0798-32-2278	
芦屋市	659-8501 芦屋市精道町 7-6	0797-38-2080	

宝塚市	665-0032 宝塚市東洋町 1－3	0797 － 73 － 3681	提供
川西市	666-8501 川西市中央町 12－1	072 － 740 － 1111	
三田市	669-1595 三田市三輪 2－1－1	079 － 563 － 1111	
猪名川町	666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑 11－1	072 － 766 － 0001	

③ 給水施設等の応急復旧

市は、給水施設等の応急復旧を行ううえで、伊丹市管工設備協同組合等の協力を得、復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

- ① 供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。
- ② 被害程度及び世帯構成人員に応じて物資部が配給するが、地区民生委員、自治会、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に実施するものとする。
- ③ 生活必需品の調達にあたっては、以下の業者より行うものとする。

生活必需品の調達先（支援協定締結企業名）

物 資 名	調 達 先		
	住 所	業 者 名	電話番号
生活必需品	中央5丁目3－38	(株) 関西スーパー	772－0341
	池尻1丁目1－1	イズミヤ(株)昆陽店	779－6501
	尼崎市東園田町 4-72-1	(株) エース	06-6494 -7002
	平松5－1－31	コープ伊丹	772－0631
	行基町1丁目16－1	コープ行基	783－2503
	野間8－5－26	コープ野間	779－1321
	中野北4－1－38	コープ協同購入センター伊丹	772－0634
	行基町1－107	(株)阪神月星	781－0331
	鴻池字下南畑1－91	伊丹家電事業協同組合	775－1000
	中央5－5	伊丹産業(株)	783－0001
	藤ノ木1－1－1	ジャスコ伊丹店	787－0500

- ④ 市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請するものとする。

ア 供給あっせんを必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡先及び連絡担当者
- オ 荷役作業員の派遣の有無
- カ その他参考となる事項

(2) 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

① 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

② 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

③ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

④ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

4 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、救護班を編成し、応急的な医療又は助産を提供する。

(1) 救護所の設置

- ① 市は、次の場合に救護所を設置するものとする。なお、県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置するものとされている。
 - ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ② 救護所は、災害の状況によって以下の場所に適宜開設する。

【救護所の設置場所等】

救護所を設置する施設等の名称	所在地	医療器具等の配備内容
伊丹小学校	伊丹市船原1丁目1-1	多人数用応急医療セット 担架兼用ベッド 医薬品 発電機 キャリー型酸素吸入器 ボンベ
神津小学校	// 森本1丁目8-1	
東 中学校	// 高台2丁目5-4	
松崎中学校	// 山田2丁目1-1	
荒牧中学校	// 荒牧5丁目2-18	

- ③ 救護班の編成は「医療部」救護班及び「伊丹市医師会災害救護活動要領」に基づき、地域防災計画 資料編【資料18】 伊丹市医師会災害救護隊編成表に従って行うものとする。
- ④ 市及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止するものとする。

(2) 県等との連携

- ① 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うものとされている。
 - ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院機構病院、公的病院、その他の医療機関に対する救護班の編成及び被災地への派遣要請
 - イ 患者搬送等に係る県・神戸市等のヘリコプターの出動要請
 - ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
 - エ 自衛隊、管区海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送の要請
 - オ 電気事業者に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請並びに水道事業者及びプロパンガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
 - カ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請
- ② 災害医療センターは、県の指示に基づき、救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行うものとされている。
- ③ 県は、医薬品の確保について、必要に応じて、次の要請を行うものとされている。
 - ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
 - イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会、日本医療ガス協会兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器の確保の要請
- ④ **救護班の活動**
 - ア 被災地に入った救護班は、被災市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配等を行うものとする。
 - イ 発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たるものとする。

(3) 医療マンパワーの確保

県健康福祉事務所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うものとされている。

(4) 患者等搬送体制

- ① 県は、県内の各消防本部及び県警察と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うものとされている。
- ② 災害医療センターは、緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに患者搬送に係る要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告するものとされている。
- ③ 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう神戸市消防局、自衛隊、管区海上保安本部への要請、調整を行うものとされている。
- ④ 災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努めるものとされている。
- ⑤ 県は、被災地への医療従事者等の派遣について、ヘリコプターや船舶を活用する

ものとされている。

- ⑥ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するものとされている。

(5) 医薬品等の供給

① 品目

市は、県等と協力しながら、次の品目の医薬品を確保するものとする。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮するものとする。

区 分	期 間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

② 調達方法

ア 市は、救護所等で使用する医薬品を各医療機関、伊丹市薬剤師会及び以下の業者から調達するものとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。

【医薬品調達業者】

所 在 地	業 者 名	電 話 番 号
尼崎市西昆陽2丁目 15-4	(株)ケーエスケー	06-6432-2221
伊丹市荻野6丁目 56-1	(株)クラヤ三星堂	770-5591
〃 高台1丁目4番地	(株)スズケン	782-0521
〃 野間北3丁目12-31	アルフレッサ(株) 阪神支店	783-5621

【参考】地域防災計画 資料編 資料19 伊丹市薬剤師会

イ 県は、市で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを行うものとされている。

ウ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化するものとされている。

エ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請するものとされている。

③ 供給方法

ア 市は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

イ 販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うものとする。なお、状況

により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めるものとする。

(6) 医療機関のライフラインの確保

- ① 県は、医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うとともに、透析医会を通じ、断水した透析医療機関を把握するものとされている。
- ② 県は、市と連携を図りながら、(社)兵庫県エルピーガス防災協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請するものとされている。
- ③ 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じるものとされている。
- ④ 県は、市と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請するものとされている。

(7) NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

市は、以下の事項を踏まえながら、県と連携してNBC攻撃に対する特別な医療活動を実施する。

① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ア 内閣総理大臣は、必要に応じ、知事に対し、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行うよう要請するものとされている。
- イ 内閣総理大臣から派遣された、放射線医学総合研究所、国立病院機構、国立高度専門医療センター、国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、県対策本部のもとで、トリアージの実施、汚染・被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとされている。

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合、県は、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な対応を図るものとされている。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずるものとされている。
- イ 国〔厚生労働省、文部科学省〕は、病原体等の特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療機関及び地方公共団体への的確な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。

③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 厚生労働省は、原因物質が特定された場合はその特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への適切な支援を行うものとされており、県は、国からの協力要請に応じて、救護班を編成し、医療活動を行うよう努めるものとされている。
- イ 県警察及び消防機関等は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送す

るなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努めるものとされている。

5 被災者の搜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する。

① 市

- ア 市は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の搜索、救出活動を行うものとする。
- イ 市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。
 - ・ 応援を必要とする理由
 - ・ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ・ 応援を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする期間
 - ・ その他必要な事項
- ウ 市は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- エ 知事は、県内の消防力に対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めるものとされている。なお、消防庁長官は、知事の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことを指示することができるものとされている。

② 県

- 県は、市から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じるものとされている。
 - ア 県職員の派遣
 - イ 他の市町長に対する応援の指示
 - ウ 自衛隊に対する派遣要請
 - エ あらかじめ締結する協定に基づく関係機関への要請
 - カ 搜索、救出活動に関する総合調整

③ 県警察

- 県警察は、次の措置を講じるものとされている。
 - ア 負傷者、行方不明者の搜索、救出活動の実施
 - イ 必要な交通規制の実施

6 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

(1) 埋葬の方法

- ① 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。
- ② 市内の火葬場は下記のとおり1カ所のみであるため、火葬能力を超える事態が発

生した場合には、県又は近隣他都市へ要請し、事態の解消に努めるものとする。

名 称	所 在 地	火 葬 能 力	電 話 番 号
伊丹市営斎場	船原2丁目4番20号	18体 (12時間)	(782) 2176

- ③ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施するものとする。

(2) 広域火葬の実施

- ① 県は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請するものとされている。
- ② 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市に通知するものとされている。
- ③ 市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

7 電話その他の通信設備の提供

知事及び市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとされている。

8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。
- ② 市は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。
- ア 被害戸数（半焼・半壊）
 - イ 修理を必要とする戸数
 - ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - エ 派遣を必要とする建築業者数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項

9 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

- ① 県及び市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとされている。
- ② 給与の対象となる児童生徒の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

10 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

- ① 市等は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡するものとする。
- ② 管轄の警察署は、警察官が死体を発見したとき、又は死体があるという届出を受けたときは、死体見分その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡すものとする。

(2) 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

（死体の識別、確認のための措置として行う）

② 死体の一時保存

死体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため早急に処理できない場合、死体を特定の場所に集めて一時保存する。

③ 検 案

災害が発生し、死亡した者については、県警察に連絡し、その指示により死体を処理する。

なお、死体の死因・その他のことについての医学的検査については、原則として県警察の指示に従う。

検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。

④ 死体の収容

死体収容については、学校（体育館、運動場）等の公共施設及び仮設テント等に収容し安置するものとする。また納棺用品、仮葬祭用品の確保を行い、気温の高い時期にはドライアイスの準備等を行うものとする。

⑤ 死体処理台帳

死体は、死体処理台帳を作成し、事後確認のため死体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

⇒地域防災計画 資料編 「様式－4 死体処理台帳」参照。

11 障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとし、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。除去に関しては、施設部が関係業者等の協力を得て行うものとする。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

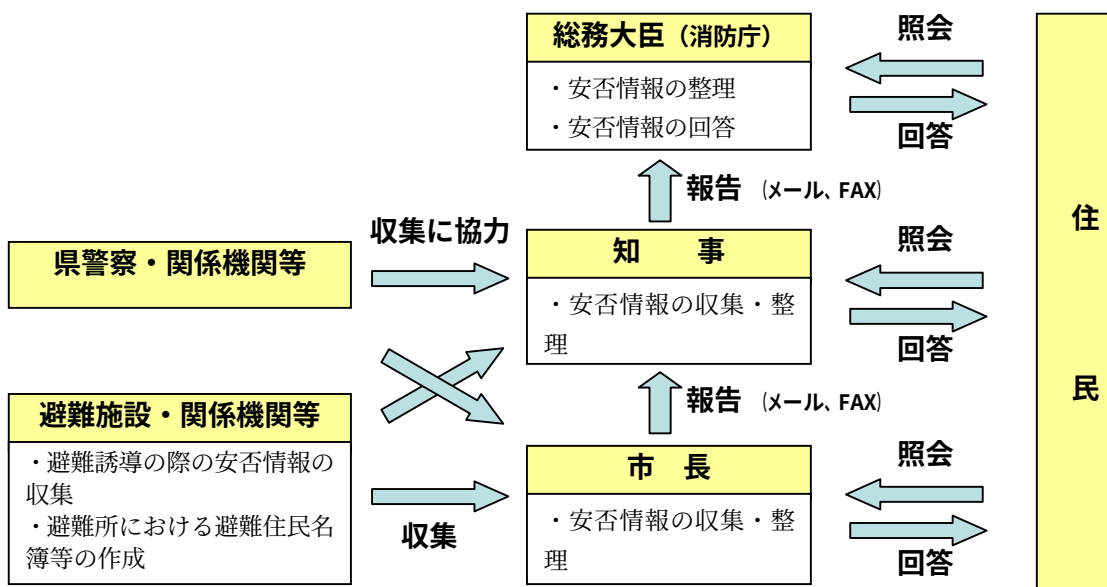
カ その他参考となる事項

③ 除去した障害物の集積場所は、公有地であって交通並びに市民生活に支障のない場所をできる限り選定し、確保する。

ただし、災害の規模が大きい場合は、民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所を確保する。また、最終の処理は用地を確保のうえ、埋立てする等実情にあった処置をとるものとする。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。



1 安否情報の収集（法94条）

（1）安否情報の収集

- ① 市は、安否情報の収集の中心を担う役割であるとの認識のもと、避難住民の誘導の際に、又は避難所において、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の収集を行うものとする。
- ② 市は、安否情報の収集にあたっては、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。
避難所や市立病院等において安否情報の収集を行い、適時県へ報告を行う。
- ③ 市は、あらかじめ把握してある医療機関や、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。
- ④ 県が、平素から把握している県立病院、県立学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、自ら収集された安否情報について情報提供を受けるなど県と連携を図りながら、収集に努める。
- ⑤ 収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。
ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

【様式第1号】（安否情報省令1）

別添 1	
安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

【様式第 2 号】（安否情報省令 1）

別 添 2

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年 月 日		
④ 男女の別	男 女		
⑤ 住所（郵便番号を含む）			
⑥ 国籍	日本 その他（ ）		
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない		
備考			

(注 1) 本収集は国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

25

（2）安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであるとともに、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告（法94条1項）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、電子メール、FAX等により県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【様式第3号】（安否情報省令2）

安 否 情 報 報 告 書													
報告日時： 年 月 日 時 分													
市町村名： 担当者名：													
避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏 名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住 所	国籍	その他個人を識別するための情報	居 所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
 この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答**(1) 安否情報の照会の受付（法95条1項）**

- ① 市は、市対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口を設け、電話及びFAX番号、メールアドレスを住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳などにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長があらかじめ定める適当と認める方法により本人確認を行う。

【様式第4号】（安否情報省令3）

安 否 情 報 照 会 書		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 4 ※印の欄には記入しないこと。		

（2）安否情報の回答（法95条1項）

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者に関する次の安否情報項目を回答する。

ア 避難住民に該当するか否かの別

イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】（安否情報省令4）

安 否 情 報 回 答 書			
殿 年 月 日		総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し 又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）		その他個人を識別 するための情報	
居 所		負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
連絡先その他安否 の確認に必要と認められる情報			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮（法95条2項）

- ① 市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底し、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法96条）

市は、日本赤十字社兵庫県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。

第1節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処における基本的な考え方を示す。

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法97条1項・2項）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害を 防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請（法97条6項）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、警察、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の要請を行うよう求める必要な措置の実施を要請する。

(3) 消防による対処（法97条7項）

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

(4) 対処に当たる職員の安全の確保（法22条）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報（法98条1項・2項）

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市長又は消防吏員、警察官へ通報しなければならないとなっており、消防吏員は、直接の通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知（法98条3項）

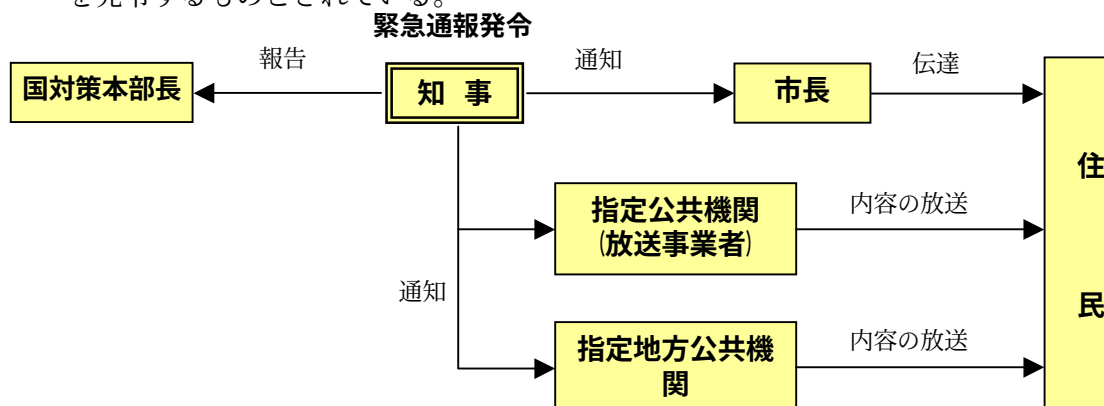
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令（法99条1項）

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急

の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令するものとされている。



(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとされている。

【緊急通報の内容】(法99条2項)

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測
- ② その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(3) 緊急通報の通知・伝達(法100条1項・2項)

- ① 緊急通報の関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とするものとされている(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)
- ② 市長は、緊急通報の通知を受けた際、原則として、警報の伝達方法に準じて、住民及び関係のある公私の団体その他の関係機関に緊急通報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。
- ③ 知事は、放送事業者である指定公共機関等に対し、迅速に緊急通報の内容を通知するものとされている。

第2節 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示（法111条）**（1）市長による指示**

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

（2）知事による指示

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって（1）の指示を行うことができるものとされている。この場合において、知事は、直ちに、その旨を市長に通知するとともに、その他関係機関に通知するものとされている。

（3）警察署長による指示

- ① 警察署長は、市長又は知事から要請があったときは、（1）の指示を行うことができるものとされている。
- ② 警察署長は、指示を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知するものとされている。

2 退避の指示**（1）退避の指示（法112条）**

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃れるため、退避の指示を行うものとする。この場合において、知事は、緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって退避の指示を行うものとされている。

この場合において、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（一例）】

- ・「伊丹市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「伊丹市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

（2）屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

【屋内への退避が行われる例】

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置

- ① 市長は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するとともに、コミュニティ放送株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズに対して、その内容を連絡する。退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に知できる方法でその旨を公表する。
- ② 市長は、退避の指示をした場合は、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。また、退避の必要がなくなったときも同様とする。また、知事が退避の指示をした場合は、直ちに、その旨を市長に通知するとともに、その他関係機関に通知する。
- ③ 市長は、知事、警察官、又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 警察官による退避の指示

- ① 警察官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うことができるものとされている。
- ② 警察官は、退避の指示をした場合は、直ちに、その旨を市長に通知するものとされている。

(5) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定（法114条1項）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 知事による警戒区域の設定（法114条2項）

知事は、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、市長に代わって警戒区域の設定を行い、その際、市長に通知しなければならないものとされている。

(3) 警察官による警戒区域の設定

- ① 警察官は、市長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うことができるものとされている。
- ② 警察官は、警戒区域の設定をした場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市長に通知するものとされている。

(4) 警戒区域の設定方法等

警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。また、伊丹コミュニティ放送株式会社及び株式会社ベイ・コミュニケーションズに対してその内容を連絡する。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(5) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域を設定した場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(6) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 土地、建物の一時使用等（法113条）

(1) 土地、建物の一時使用等（法113条1項）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

また、知事も同様の措置を講ずることができるものとされている。

(2) 障害物の除去等

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

また、知事も同様の措置を講ずることができるものとされている。

(3) 警察官による土地、建物の一時使用等

- ① 警察官は、市長若しくは知事による(1)又は(2)の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、(1)又は(2)の措置を行うことができるものとされている。
- ② 警察官は、(1)又は(2)の措置を行った場合は、直ちに、その旨を当該地域を管轄する市長に通知するものとされている。
- ③ 警察官が工作物等を除去したときは、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長は、当該工作物を保管するものとされている。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、必要な事項を定める。

1 生活関連等施設等の安全確保**(1) 生活関連等施設の状況の把握**

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援（法102条4項）

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、市保護計画で定めるところにより、浄水場等市が管理する生活関連施設以外の施設について、生活関連施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

この場合、市は、県警察その他の関係機関に対し、必要に応じて支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法103条）**(1) 危険物質等の取扱所の警備の強化（法103条1項・2項）**

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置を講ずるとともに、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める。

【危険物質等】（法103条1項）

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの

【危険物質等の種類】（令28条）

号番号	物質の種類
1号	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
2号	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
3号	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
4号	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）

号番号	物 質 の 種 類
5号	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。）
6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）
8号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
10号	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

（2）危険物質等に関する措置命令（法103条3項・4項）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

また、当該措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

① 対 象

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（令第29条）

② 措 置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法12条

の3)

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条3項2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条3項3号）

【危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置】（令29条）

物質の種類		措 置			市長が命ずる措置の対象
施行令第28条に規定する危険物質等		① 取扱所の一時停止又は制限	② 製造、運搬等の一時禁止又は制限	③ 廃棄場所の変更	
1号	消防法の危険物	消防法第12条の3	○	○	消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの
2号	毒劇法の毒物及び劇物	○	○	○	
3号	火薬類取締法の火薬類	火薬類取締法第45条			
4号	高圧ガス保安法の高圧ガス	高圧ガス保安法第39条			
5号	原子力基本法第3条第2号の核燃料物質等（原子炉等規制法）	国民保護法第106条（原子炉等規制法第64条第3項）			
6号	原子力基本法第3条第3号の核原料物質（原子炉等規制法）	○	○	○	
7号	放射性障害防止法の放射性同位元素	放射性障害防止法第33条第4項			
8号	薬事法の毒薬及び劇薬	○	○	○	
9号	電気事業法の高圧ガス	○	○	○	
10号	細菌兵器禁止法の生物剤及び毒素	○	○	○	
11号	化学兵器禁止法の毒性物質	○	○	○	

物質の種類	措 置			市長が命ずる措置の対象
施行令第28条に規定する危険物質等	① 取扱場所の一時停止又は制限	② 製造、運搬等の一時的禁止又は制限	③ 廃棄場所の変更	
凡例：○は、施行令第 29 条において付与する措置を示す。 備考：この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画等に準じた措置を、NBC攻撃による災害については、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、必要な事項を定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（放射性物質事故災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。
 - ・ 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣
 - ・ 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣
- ② 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ③ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、県警察と連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は他の機関が設置する現地調整所に職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

【主な汚染原因】（法107条1項）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、V X、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボ

	ツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第28条で定める危険物質等

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。このため、危機管理室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健センターや県健康福祉事務所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限（法108条2項）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【措置内容】（法108条1項）

号番号	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対する移動の制限又は禁止、廃棄の命令
2号	生活の用に供する水	管理者に対する使用及び給水の制限又は禁止の命令
3号	死体	移動の制限又は禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	立入りの制限又は禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限又は遮断

- ① 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて

人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

- ② 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に対し通知すべき事項】（令31条1項）

- | | |
|---|---|
| ① | 当該措置を講ずる旨 |
| ② | 当該措置を講ずる理由 |
| ③ | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中1号～4号）
当該措置の対象となる建物又は場所（上記表中5号及び6号） |
| ④ | 当該措置を講ずる時期 |
| ⑤ | 当該措置の内容 |

（6）要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集・報告及び公表

武力攻撃事態等における被災情報の収集及び報告の仕組み、市民への適切な広報等について示す。

1 被災情報の収集・報告

(1) 被災情報の収集（法126条）

市は、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

以下のように市各部の職員を情報収集に当たらせる。

① 人的、建物被害等

調査部は消防部、消防団及び自主防災組織の協力を得て調査を実施する。人的被害については、警察と連絡をとり調査するものとする。

② 道路、橋梁、河川等土木関係被害

土木施設の被害については施設部が、警察等の協力を得て調査を実施するものとする。

③ 農林水産関係被害

農林水産関係の各種被害については物資部が担当し、実施するものとする。

④ 商工業関係被害

商工業関係被害については物資部が担当し、実施するものとする。

⑤ 文教施設被害

教育関係施設の被害については避難部が担当し、学校長等の協力を得て調査を実施するものとする。

⑥ 上下水道施設被害

水道施設の被害については水道部が担当し、下水道施設については施設部が調査を実施するものとする。

⑦ その他の被害

市有財産施設の被害については、各施設を所管する部において調査を実施するものとする。

(2) 被災情報の報告（法127条）

① 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等により被災情報の第1報を報告する。

② 市は、第1報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、

直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【火災・災害等即報要領様式】

第3号様式 (救急・救助事故等)		第 報	
消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
不明 人			
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 被災情報の公表

(1) 市民への広報

市は、武力攻撃災害等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供を行うものとする。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市長付参事（危機管理担当）を広報責任者とし、広報の一元的を図る。

② 広報手段

記者会見、広報紙、広報番組、ホームページ等の様々な広報手段を活用するとともに、問い合わせ窓口を開設するなど、市民に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応するよう努める。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うよう努める。

(2) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃事態等に関する情報、安否情報、または各種行政相談等にきめ細やかに対応するため、総合相談窓口を設置する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

武力攻撃災害が発生した場合における住民の健康や環境を保持するための保健衛生の確保や廃棄物の処理に必要な事項について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、県と連携して、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行うものとする。
- ② 市は、県と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するものとする。
- ③ 市は、県と連携して、巡回健康相談の実施に当たり、連携して高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努めるものとする。

(2) 感染症対策

- ① 市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施するものとする。ただし、被害甚大な場合には、県と連携して、職員派遣等により対応する。
- ② 市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図るものとする。

(3) 食品衛生確保対策

市は、県と連携して、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めるものとする。

(4) 栄養指導対策

- ① 市は、県と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施するものとする。
- ② 市は、県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援するものとする。
- ③ 市は、県と連携して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

(5) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

(6) こころのケア対策

- ① 市は、県が、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため行うこころのケアについて、ホームページ、広報紙等により周知を図る。
- ② 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施する。
 - ア 教職員によるカウンセリング
 - イ 電話相談等の実施
 - ウ カウンセラーの派遣
 - エ 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携
- ③ 医療機関においてもこころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとする。
- ④ 救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとする。

また、救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124条）

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、県に対し情報提供を行う。
- ③ 市長は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて特例基準に従った廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 市は、県と連携して、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 市は、次の点に留意して、がれき処理を実施することとする。

- ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予測される場合については、県に対して、他の市町及び関係団体に広域的な応援に係る要請を行う。

3 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等において、水の生活関連物資の安定した供給等が必要であることから、市民生活の安定に関する措置について示す。

1 生活関連物資等の価格安定（法129条）

（1）生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力を行う。

（2）価格の高騰又は供給不足の防止

県は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行うものとされている。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、県民への情報提供や相談窓口を設置

（3）価格の高騰又は供給不足への対処

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施するものとされている。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずるものとされている。

なお、市の区域内のみに事業所等がある場合は、市がその措置を講ずるものとする。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

なお、市の区域内のみに事業所等がある場合は、市がその措置を講ずるものとする。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずるものとされている。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等（法162条2項）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給（法134条2項）

市は、水道事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路管理者として、道路を適切に管理する。

(3) 指定公共機関等による生活基盤等の確保（法134～137条）

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ② 運送事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。
- ③ 電気通信事業者である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずるものとされている。
- ④ 病院その他の医療機関である指定公共機関等は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとされている。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するにあたり、必要な事項を定める。

1 特殊標章の意義及び普及啓発

（1）特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（2）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

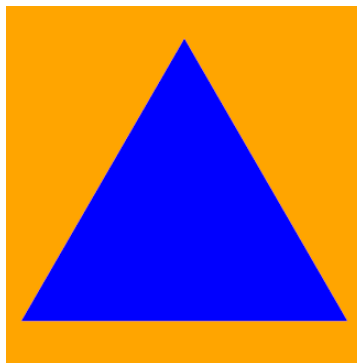
2 特殊標章等（法158条）

特殊標章等は、武力攻撃事態等において、保護措置に係る職務を行う者等及びそのために使用される場所及び車両、船舶、航空機等を識別する。

（1）特殊標章等の様式

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

表面	裏面			
 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための空白） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	 <table border="1"> <tr> <td>身長/Height _____</td> <td>目の色/Eyes _____</td> <td>髪の色/Hair _____</td> </tr> </table> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ 血型/Blood type _____ _____ _____ 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER _____ 印章/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____	身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____		

（2）特殊標章等の交付及び管理

① 市長等は、許可権者として、交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ・保護措置に係る職務を行う市の職員、消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・保護措置に係る職務を行う消防職員
- ・消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員
- ・水防管理者の委託により保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 特殊標章等の交付及び管理は、市においては、危機管理室が総務部人材育成室と連携しながら所掌する。